

(様式6-3)

研修等 報告書

29年 10月 16日

三田市議会議長 平野 菅子 様

私は、研修等報告書を下記のとおり提出します。

| | | | | |
|---------|---|-----|--------|---|
| 会 派 名 | 市民の会 | 代表者 | 佐々木 智文 | 印 |
| | | 議員名 | | |
| 参加者氏名 | 印 | | | |
| 講演会等研修名 | 部落解放研究 第38回兵庫県集会 | | | |
| 研修事項 | 「部落差別解消推進法」をはじめとする個別法の具体化と、現行憲法のもとで、あらゆる差別を許さない「差別禁止法」制定に向けた協働の取り組みを！ | | | |
| 日 時 | 29年 10月 14日（土曜日） 10:00～16:00 | | | |
| 場 所 | 神戸市勤労会館 神戸市中央区雲井通5丁目1-2 | | | |
| 所 見 | 別紙 | | | |
| 添付資料 | ・ ・ ・ ・ | | | |

6 添付書類（講演会内容のパンフレット等）

交付対象議員は会派名、議員名を記入してください。（代表者名、参加者氏名は不要）

・特別報告「部落差別解消推進法の意義と今後の課題について」

この法律は予算措置のない理念法であるが、国が部落差別の存在を認め、部落差別は許されないものであり、部落差別を解消することが重要な課題であるとしたところに、大きな意義があると思います。これらを推進する上で、相談体制の充実や、教育、啓発の実施、また実態調査の実施が明記されています。

同和对策特別措置法の終了後同和教育は大きく後退したと感じています。人権教育は行なわれているが、部落問題が扱われなくなってきたと思われます。こうした傾向に歯止めをかけるのが、部落差別解消推進法であると確信をしています。

今回のこの法律は、部落差別の解消を願う私にとって、大きな好機であると思います。未だ社会に根強く存在する部落に対する偏見や誤解を的確に批判できる力をつける同和教育において、この法律をどのように組み立てていくかが、いま問われていると感じています。

この法制定の意義とその内容を周知徹底することを自分でできる範囲で広めていきたいと思っています。

・記念講演「性とは？自分らしさとは？ーセクシャルマイノリティの人権課題」

生でトランスジェンダーの方から話が聞け、今まで思っていたことが、根底から覆された気持ちになり、すべての人権が守られる世の中にしていかなければならないことを、痛感した。

現在の社会でセクシャルマイノリティが直面する生き難しさを人権問題であると考え人は増えてきているとは思いますが、セクシャルマイノリティに対する偏見は依然として根強いとも感じます。また、お互いの多様性を認め、尊重しあう共生社会についても考えさせられました。

共に生きる社会を築いていくため、私たちが何をすべきか議論をするべきだと感じました。

・分科会「沖縄の問題は、人ごとですか？～映像から考える沖縄の現実」

映像では、沖縄基地問題などがニュースで報じられているのはほんの一部で、実際はもっと生々しいものであることが分かった。また、その基地周辺に住んでおられる住民の方々が日々闘争に参加をして、警察と衝突をしている場面が多数あった。この現状をニュースではなく本当の映像でまざまざと映し出され、沖縄の方々の思いが少しでも感じ取れたと思います。

沖縄基地の現状など地域住民と多くの国民が駆けつけ、沖縄を守る運動がどれだけ大事かの理解が深まり、また参加者の報告では、現地の方の話を生で聞くことが一番理解できる行動であると熱く語られ、一度は現地の人の話を聴くべきだと感じました。

集会概要

【集会テーマ】

「部落差別解消推進法」をはじめとする個別法の具体化と、現行憲法のもとで、あらゆる差別を許さない「差別禁止法」制定に向けた協働の取り組みを！

【主催】

部落解放研究第38回兵庫県集会実行委員会

【構成団体】 部落解放同盟兵庫県連合会／部落解放兵庫県民共闘会議／日本労働組合総連合会兵庫県連合会／兵庫人権啓発企業連絡会／同和問題にとりくむ兵庫県宗教教団連絡会議／障害者問題を考える兵庫県連絡会議／兵庫部落出身教職員の会（礎友会）／兵庫県在日外国人教育研究協議会／兵庫県教職員組合／公益財団法人神戸学生青年センター／一般社団法人ひょうご部落解放・人権研究所

【開催日】

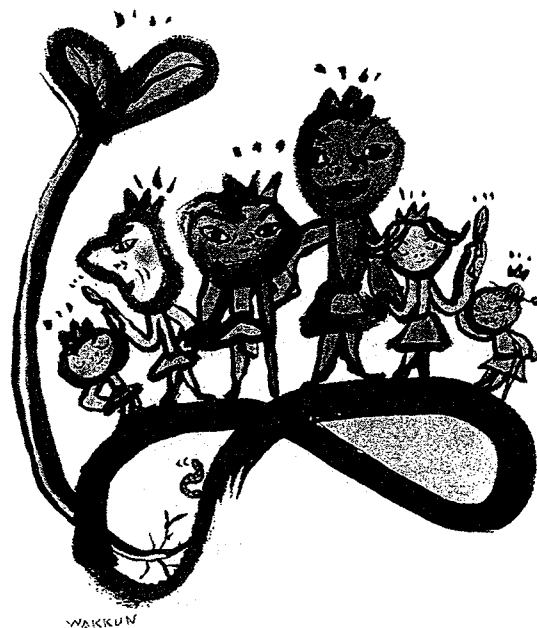
2017年10月14日（土）

【会場】

神戸市勤労会館

【日程】

- 10:00 主催者あいさつ、来賓紹介
- 10:20 特別報告
- 10:40 記念講演
- 12:00 日程説明／昼食／移動
- 13:00 分科会
- 16:00 終了



【全体会（10時00分～10時20分）】

主催者あいさつ／来賓紹介／来賓あいさつ／祝電披露

【7階大ホール】

【特別報告（10時20分～10時35分）】

「部落差別解消推進法」制定の意義

報告者：坂本三郎（部落解放同盟兵庫県連合会委員長）

【7階大ホール】

■記念講演（10時40分～12時00分）

性とは？自分らしさとは？—セクシュアルマイノリティの人権課題

講師：仲岡しゅんさん（弁護士）

【7階大ホール】

■分科会（13時00分～16時00分）

第1分科会 今も残る部落地名総鑑事件と人権啓発のとらえ

【3階308】

第2分科会 沖縄の問題は、人ごとですか？～映像から考える沖縄の現実

【7階大ホール】

第3分科会 道徳の教科化に対応した今後の人権教育

【4階403／404】

第4分科会 障害者のいのちは健常者より軽いですか？～相模原事件から考える

【2階多目的ホール】

第5分科会 ヘイト・スピーチ解消法施行から1年—現状と課題

【4階405／406】

■パネル展示

写真で見る「疑惑の証拠」—えん罪 狭山事件

狭山事件発生から今年で54年。再審の扉はまだまだ閉ざされたままです。今回のパネル展示では、半世紀を超える「狭山の闘い」を改めてふりかえり、一日も早い石川一雄さんの無罪判決の実現を訴えます。

【7階大ホールロビー】



弁護団が提出した鑑定書より

■書籍販売（9時30分～16時00分）

人権関係書籍を販売

【7階大ホールロビー】

「部落差別解消推進法」制定の意義

部落解放同盟兵庫県連合会委員長
坂本 三郎

1、「部落差別解消推進法」の策定過程（2016年）

- 3月10日 自党内に「部落問題に関する小委員会」が設置。
法務省からヒアリング。
- 17日 全国自由同和会からヒアリング。
- 24日 部落解放同盟からヒアリング。
- 4月7日 稲積謙次郎さん(元総務庁地域改善対策協議会委員)からヒアリング。
- 4月14日 炭谷茂さん(元総務庁地域改善対策室長)からヒアリング。
- 4月21日 「部落差別の解消の推進に関する法律案」の審議。
- 26日 「部落差別の解消の推進に関する法律案」の審議。
- 4月28日 「部落差別の解消の推進に関する法律案」の法案審査。
- 5月13日 自民党政調審議会及び総務会で了承。
自民党と公明党の政策責任者会合で案文が正式に了承。
- 5月19日 民進党、日本維新の会の賛同を得て衆議院へ法案が提出される。

2、国会提出から成立から可決成立までの経過

- 5月19日 衆議院へ法案提出（提案者：二階俊博ほか8名）
- 5月20日 衆議院法務委員会での趣旨説明。
- 5月25日 衆議院法務委員会での審議。清水忠文（共産）による質問。
- 6月1日 衆議院法務委員会で継続審議に。
- 9月26日 第192回（臨時国会）開会。
衆議院法務委員会へ法案付託
- 10月28日 衆議院法務委員会で審議。神谷昇（自民）、藤野保史（共産）、木下智彦（日本維新の会）による質問。
- 11月16日 衆議院法務委員会 藤野保史（共産）反対討論の後に採決。起立多数で可決。付帯決議を採択。
- 11月17日 衆議院本会議で起立多数で可決。
- 11月30日 参議院へ付託。
- 12月1日 参議院法務委員会での趣旨説明。
西田昌司（自民）、有田芳生（民進）、小川敏夫（民進）、佐々木さやか（公明）、仁比聡平（共産）、高木かおり（日本維新の会）、糸数慶子（沖縄の風）、山口和之（無所属）による質問。

12月6日 参議院法務委員会

- 参考人：① 西島藤彦・部落解放同盟中央本部書記長
② 灘本昌久・京都産業大学文化学部教授
③ 新井直樹・全国地域人権運動総連合事務局長
④ 石川元也・弁護士

各参考人に対し、西田、有田、佐々木、仁比、高木、糸数、山口による質問。

12月8日 参議院法務委員会

西田、有田、仁比による質問。仁比の反対討論の後、採決。
挙手多数で可決。付帯決議を採択。

12月9日 参議院本会議 賛成多数で可決成立（賛成 220、反対 14）

12月16日 「部落差別の解消の推進に関する法律」公布・施行（資料①）

3、立法事実となった差別事件（2002年以降～）

- ①戸籍謄本等不正取得事件
- ②連続大量差別ハガキ事件
- ③土地差別調査事件
- ④ヘイトスピーチ（水平社博物館前）
- ⑤大量差別投書事件（大阪・兵庫）
- ⑥鳥取ループ・示現舎による差別事件

【参考】

※全国部落調査復刻版出版差し止め事件裁判

(<http://www.stop-burakuchousa.com/>)

◆「部落差別解消推進法」の評価

- ① 部落差別の解消の推進を名称としていること。
- ② 現在もなお部落差別が存在していることを認め、部落差別は許されないものであるとの認識を明確にしたこと。（第1条）
- ③ 国と地方公共団体に、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を求めていること。（第4条）
- ④ 国と地方公共団体に部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うことを求めていること。（第5条）
- ⑤ 部落差別解消に関する施策の実施に資するため、国は地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うことを求めていること。（第6条）
- ⑥ この法律は従来の時限立法ではなく、恒久法であること。

◆「問題点」としては

- ① 部落差別の被害者の効果的な救済のための新たな機関（人権委員会）の設置の必要性まで踏み込んでいないこと。
- ② 悪質な部落差別に対する法的規制の必要性まで踏み込んでいないこと。
- ③ 当事者を含む学識経験者の参画を得た審議会の設置に関する規定が含まれていないこと。

◆「今後の課題」

- ① 自治体職員、教職員、議会関係者、各種団体、市民などに対して、広く法制定の意義と、その内容を周知徹底すること。
- ② 担当窓口の明確化、横断体制の確立、審議会の設置。
- ③ 部落問題解決の基本計画の策定と実施計画。
- ④ 相談体制の充実に関する具体化。
- ⑤ 教育啓発活動の取り組み強化。その基本計画の策定。

性とは？自分らしさとは？ —セクシュアルマイノリティの人権課題



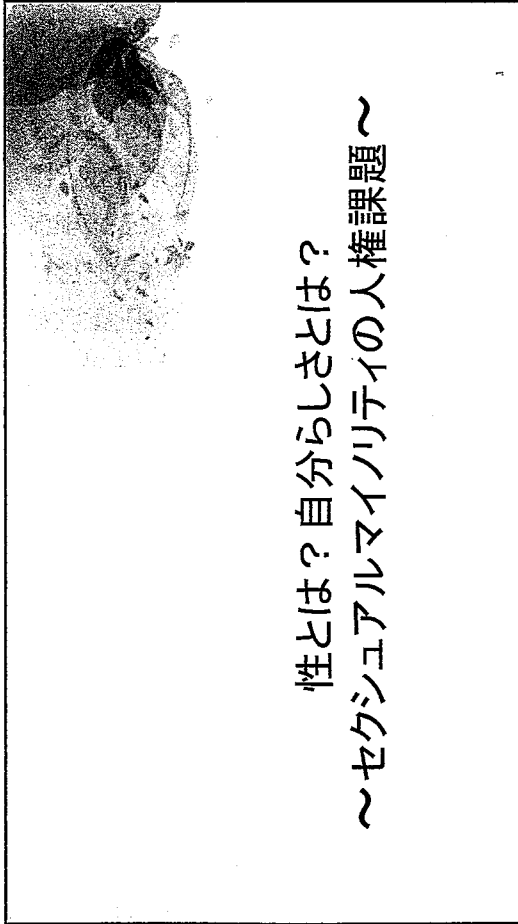
講師：仲岡 しゅん (なかおかしゅん)

プロフィール

弁護士。MTF (男= Male から女= Female) のトランスジェンダー (性別越境者)。大学在学中は人権問題サークルで活動。知的障害者ヘルパー、学童保育指導員などの活動を経て、現職。戸籍上は男性のまま、女性として弁護士登録。各地でジェンダー、セクシュアルマイノリティ、人権問題などをテーマに講演活動も行っている。

7階

大ホール



性とは？自分らしさとは？
～セクシュアルマイノリティの人権課題～



自己紹介

仲間しゅん

大阪生まれの大阪育ち。
戸籍上は男性の、女性弁護士
(いわゆるMTFトランスジェンダー)
民事も家事も刑事も、なんでも屋。
趣味はバン作り、ジョギング、旅行。

時々聞こえる、あんな声、こんな声...

- ・「男なんだから泣くな」
- ・「女の子らしくなさい」
- ・「オカマって気持ち悪いよね」
- ・「同性愛って、エロや下ネタの話でしょ」

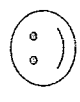
時々聞こえる、あんな声？こんな声？

- ・「性同一性障害の人はかわいそう」
 - ・「性別なんて関係ない」
 - ・「性の多様性を認めよう」
 - ・「みんな違って、みんないい」
- ...それ、ほんまかいな。

今日のテーマは、
そんな声を疑うこと。

「性」って何？
セクシュアルマイノリティって何？
人を生きづらくしているものって、何？

…近頃、よく耳にする、「LGBT」？



さてまずは質問です。

- ① 「LGBT」と「セクシュアルマイノリティ」とは同じ意味である。
- ② 「同性愛」と「性同一性障害」とは同じものである。
- ③ 「トランスジェンダー」を日本語にすると、「性同一性障害」である。
- ④ 男の子っぽい女の子、女の子っぽい男の子は性同一性障害である。
…いえいえ、どれも間違いです。

LGB T

セクシュアルマイノリティの中で、あくまでも代表的なものを挙げた頭文字

| | | |
|----------------------------|---|--|
| 「L」レズビアン (lesbian) | <ul style="list-style-type: none"> • 女性同性愛者 • 性的指向が、女性に対して向く女性 | |
| 「G」ゲイ (gay) | <ul style="list-style-type: none"> • 男性同性愛者 • 性的指向が、男性に対して向く男性 | |
| 「B」バイセクシュアル (bisexual) | <ul style="list-style-type: none"> • 両性愛者 • 性的指向が、女性にも男性にも向く人 | |
| 「T」トランスジェンダー (transgender) | <ul style="list-style-type: none"> • 性別越境者 • 生まれ持った性とは異なる性で生きる人 MTF/FTM | |

セクシュアルマイノリティ (sexual minority)

・その社会で、「ふつととされている」性のあり方に当てはまらず、
・そして、そのことによって、「マイノリティ」である人々
(その社会の権力関係における、被差別的・被抑圧的な少数派)

- ? 1 「ふつととされている」もの、って何だろう？
- ? 2 「マイノリティ」って、どういうことだろう？



実は、その他にも...

- ・性分化疾患 (disorders of sex development) (※インターセックス)
染色体や性腺、内性器、外性器などの解剖学的性が非定型な状態。
その人の状態、生き方、アイデンティティーなどは、人によって様々。
- ・アセクシュアル (asexual)
性的指向が、男女いずれにも向かない人。
- ・性同一性障害 (性別違和)
生物学的性別と性の自己意識とが一致しない状態をいう医学的な概念
- ・SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity)
LGBTだけに限定せず、「性的指向と性自認」をあらわす言葉
- ・オネエ? ニューハーフ?
・オカマ? オナベ?

① アイデンティティーの変遷

人の性のありかたは一定、ではありません。
セクシュアリティは揺らぐものです。

- ・私が今に至るまで
- 1・ふつう(?)の男の子だった頃
- 2・ゲイ?
- 3・バイ?
- 4・トランスジェンダーとして、そして...

② 日常生活とトランスジェンダー

- ・身分証明書が証明書として機能しない!?
- ・男子トイレと女子トイレ
- ・オンナとオトコは見える「社会」が違う?

③ 学校とセクシュアルマイノリティ

- ・あらゆるところで男女で区分けされる世界
出席簿、机の並び、制服、体育の授業...
- ・性教育にて...

④ 就労とトランスジェンダー

- ・二つのヘルパー派遣事業所で
 - ・「男性時代」から勤めているA事業所
 - ・トランスしてから勤めだしたB事業所
- ・派遣会社の求人です...
- ・学童保育の指導員として
女の先生としての勤務、そして子どもたちに伝えてきた経験

⑤ 家庭とセクシュアルマイノリティ

- ・「他人さん」と「身内」の違い
→テレビの向こう側と、こちら側
- ・家族からカミングアウトされたらどうしよう？

⑥ セクシュアルマイノリティと制度(1)

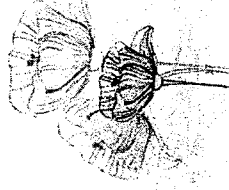
- ・性同一性障害特例法(性別変更の5要件)
 - 1 20歳以上であること
 - 2 現に婚姻をしていないこと
 - 3 現に未成年の子がいないこと
 - 4 生殖腺がないこと又は機能を永続的に欠く状態にあること
 - 5 その身体について他の性別に係る部分に近似する外観を備えていること
- これらの要件は本当に全て必要？
- 性別変更の要件を満たしていない人は？ ※トランスジェンダーと刑務所

⑦ セクシュアルマイノリティと制度(2)

- ・同性パートナーシップ制度
(渋谷区、世田谷区、宝塚市、伊賀市、那覇市など)
- 宣誓や証明書の発行など
 - 住宅の賃貸や病院での面会などでの配慮
- 「同性婚」ではないことに注意
- 同性婚と憲法24条「両性の合意のみに基づいて成立」

⑧ 子どもとセクシュアルマイノリティ

- ・セクシュアルマイノリティは人口の約5%?
→つまり、1クラス40人いれば、2人くらいいてもおかしくない
- ・いつ自分がそうだと気づくの?
→思春期頃から、早い子は幼児の頃から自覚する
- ・起こりうる問題 — 孤立、いじめ、引きこもり、自殺...
- ・子どもたちにどう伝えれば良いだろうか?
...用語の難しさ、性に対するタブー意識...



性的マイノリティへの差別と、他の差別との共通点

- ・イェ意識 ⇒ 「結婚して家を継ぐことが当たり前」
- ・同調圧力 ⇒ 多数者と異なる者への排除・抑圧
- ・優生思想 ⇒ 「同性愛者は子どもが産めないから非生産的だ」
- ・身内と他人 ⇒ テレビの向こう側では良いが、身内にいるのは嫌
- ・性差別問題 ⇒ 男女という制度の押しつけ

18

さいごに

セクシュアルマイノリティが抱えさせられている問題は、セクシュアルマイノリティ「だけ」の問題ではありません。女であることの生きづらさ、男であることの生きづらさ、その延長線上にある問題です。

あるいは、
性差別、イェ制度、同調圧力、優生思想、本音と建前...

単に、「みんなちがって、みんないい」と言うだけではなく、
なぜその人のあり方が阻害されているのか、その原因を考えたい。

20

性的マイノリティへの差別に特有の問題

- ・家族の不理解 ⇒ 孤立を招きやすい
- ・「性」という事柄のデリケートさ ⇒ 恥ずかしいことだと思いがち
- ・笑われることの多さ ⇒ 嘲笑を浴びることが非常に多い
- ・ロールモデルの少なさ ⇒ 将来への希望が持ちにくい
- ・性別による区分けの多さ ⇒ 安心して所属できる場が少ない

19

第2分科会

沖縄の問題は、人ごとですか？

～映像から考える沖縄の現実

繰り返される米軍による暴行事件、多くの沖縄県民の反対を黙殺した辺野古の新基地建設、軍事の「標的」とされる沖縄の現実——私たちは、報道で知ることがあっても、どこか遠いところの話ととらえていないでしょうか。この分科会ではドキュメンタリー映画を通して、沖縄だけに背負わせている様々な問題について、ともに考えます。

映画上映

「標的の島 風かたか」

報告

沖縄と民主主義

森哲二（自治労兵庫県本部執行委員）

司会

西岡裕（部落解放兵庫県民共闘会議）

7階
大ホール

沖 縄 と 民 主 主 義

自治労兵庫県本部

森 哲 二

1. 私が沖縄にこだわる理由

1995年に第1回オキナワ青年の旅（平和友好祭兵庫県実）を企画

「命どう宝」という言葉の重みに触れる

↓

戦争体験や基地の現実から体現する沖縄

同年の10.21県民総決起大会（8万5千人）に参加

↓

沖縄の「怒」に触れ、沖縄がライフワークに

沖縄には命を守るたたかいがある

「沖縄戦がむごいのではなく、戦争そのものがむごい。だからこそ、戦争を許さないとりくみを進める」

「人殺しのための基地はどうしても認められない。これは、辺野古・沖縄のたたかいではなく、すべての人のたたかいである」

などなど

2. 沖縄戦について考える

(1) 「鉄の暴風」とたとえられる熾烈な地上戦

① 沖縄戦は15年戦争の最終段階の戦闘

アジア・太平洋の他国の犠牲とあわせて考えるべきである

② 国内唯一の地上戦

一般人を巻き込んだ総力戦であった

③ 沖縄戦は沖縄近代史の総決算であり戦後沖縄史の原点

今なお恒久平和を願い続ける「沖縄のこころ」は沖縄戦の歴史的体験

(2) 沖縄戦の五つの特徴

① 長期にわたる激しい地上戦闘

1945年3月23日～7月2日までの3ヶ月

本土決戦を1日でもくい止めるための「玉砕戦」

② 根こそぎ動員

沖縄守備軍10万の約3分の1が防衛招集された県民（鉄血勤皇隊、学徒通信隊、従軍学徒看護隊、救護班など）

③ 軍民一体の戦闘

軍の戦闘協力者の確保が原因

スパイ取り締まりの結果 集団自決、敗残兵による住民虐殺など

④軍人を上まわる一般住民の犠牲

日本側

| | | | |
|----------|----------|-------------|----------|
| 正規軍 | 65,908人 |] 94,000人] | 122,228人 |
| 沖縄出身軍人軍属 | 28,228人 | | |
| 戦闘参加者 | 55,246人 | | |
| 一般住民 | 38,754人 | | |
| 米軍側 | 12,520人 | | |
| 計 | 200,656人 | | |

⑤米軍占領の長期化

沖縄戦の延長線上で戦後27年間の米軍占領

(3) 沖縄戦はいつ終わったのか

沖縄県「慰霊の日」

6月23日 牛島司令官、長参謀長が自決した日

「最後の兵にいたるまで敢闘し悠久の大義に行くべし」

↓

これにより戦闘を收拾する責任者が不在に

組織的戦闘が終わった日

6月21日（日本軍の組織的戦闘終了）、7月2日（米軍の沖縄作戦終了宣言）

終戦記念日

8月15日

正式降伏調印日

9月7日

☆ 時間かせぎの「捨て石作戦」による玉砕戦

沖縄戦の終結日は各人によって違う

3. 辺野古新基地建設の経緯と明らかとなっている「民意」

(1) 辺野古基地建設の強行による「民意」の無視

①対立軸の移り変わり

- ・国 vs. 沖縄県（太田昌秀知事による代理署名拒否）
- ・沖縄県 vs. 名護市（稲嶺恵一知事による県内移設容認）
- ・名護市 vs. 名護市民（比嘉鉄也名護市長による受入表明・辞表提出 [1997年12月25日]、名護市議会による「移設整備促進決議」 [1999年12月]）
- ・名護市民による移設容認？（岸本建男市長が当選 [1998年2月]、島袋吉和市長が当選 [2006年1月]） → 振興策・分断、基地を争点化しない選挙戦

②辺野古基地建設に反対する民意は出ている！

- ・名護市民投票で基地建設NO（1997年12月21日）
- ・名護市で稲嶺進市政誕生（2010年1月。2014年1月再選）
- ・沖縄県で翁長雄志県政誕生（2014年11月）

(2) 問われる地方自治

- ・ 沖縄県民が示す民意を無視し、「公益」という名で強権発動を続ける政府の姿は、地方自治否定でしかない。

5. 私たちにできること

(1) 現地に行く

辺野古、高江現地はいつでも全国の仲間を待っている！

(2) 地元で訴える

沖縄・辺野古、高江を全国の問題に転嫁する → 市民は共感してくれる

(3) 民主主義を取り戻す — この間のたたかいから考えること

- ①【立憲主義】 手続の問題は大事！ → しかし、手続を踏めばよいのか？
- ②【平和主義】 根本的な問題を脇に？ → 自衛隊・安保の問題を問うべき！
- ③【民主主義】 自由に意見を交わす場の重要性！ → 監視・抑圧に抵抗する！

沖縄戦の実相にふれるたびに
戦争というものは
これほど残忍で これほど汚辱にまみれたものはない
と思うのです

この なまなましい体験の前では
いかなる人でも
戦争を肯定し美化することは できないはずです

戦争をおこすのは たしかに 人間です
しかし それ以上に
戦争を許さない努力のできるのも
私たち 人間 ではないでしょうか

戦争このかた 私たちは
あらゆる戦争を憎み
平和な島を建設せねば と思いつづけてきました

これが
あまりにも大きすぎた代償を払って得た
ゆずることのできない
私たちの信条なのです

(平和祈念資料館 展示むすびのことば より)